

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県中小企業振興基金条例	公 布 日	昭和60年3月29日
条 例 番 号	昭和60年三重県条例第3号	直 近 改 正 日	平成13年3月27日
所管部局課	應用経済部應用経済総務課	電 話 番 号	059-224-2312
条例の概要	中小企業の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるための基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例は法人県民税の超過課税により造成する基金を中小企業の振興に充てるために必要な事項を定めるものである。県内産業の振興のためには、ものづくり中小企業の付加価値率の向上やサービス産業の付加価値構成の向上が必要とされており、また地方自治法第241条第1項の規定により基金の設置に当たっては条例の規定が必要であることから、条例は、妥当性を有していると言える。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例の設置目的である中小企業の振興を図るための事業に要する経費の財源確保のため、また地方自治法第241条の規定により基金の設置に当たっては条例で定めることが必要であることから、引き続き基金を維持する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第241条第1項の規定により、基金を設置するためには条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策322等
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第241条の規定により、基金の設置に関し必要な事項を定めており、一部でも廃止した場合、適法性に疑義を生じるおそれがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	中小企業の振興を含む、県内産業の振興による利益は、広く県民が享受しうるものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	法人税の超過課税分を中小企業振興のために活用するものであり、コストの負担と条例の執行の間の公平性は保たれている。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	法人県民税の超過課税の各基金への配分見直しについては別途協議する。	無	無